

裁判員裁判の実施状況について（制度施行～平成24年5月末）

目 次

表1	新受人員	
表1-1	罪名別の新受人員	1
表1-2	庁別の新受人員	2
表2	終局人員	
表2-1	罪名別の終局人員	3
表2-2	庁別の終局人員	4
表3	選任手続の概況	5
表4	選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移	5
表5	辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳（選任手続期日の前と当日別）	6
表6	選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳	6
表7	選任された裁判員及び補充裁判員の総数	7
表8	職務従事日数別の終局件数の分布及び平均職務従事日数（自白否認別）	7
表9	公判前整理手続期間（公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで）別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間（自白否認別）	7
表10	開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数（自白否認別）	8
表11	審理期間	
表11-1	審理期間（受理から終局まで）別の判決人員の分布及び平均審理期間（自白否認別）	8
表11-2	実審理期間（第1回公判から終局まで）別の判決人員の分布（自白否認別）	8
表12	評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間（自白否認別）	9
表13	罪名別・量刑分布別（終局区分別を含む）の終局人員及び控訴人員	10

表1 新受人員

表1 - 1 罪名別の新受人員

総数	5,345
強盗致傷	1,304
殺人	1,117
現住建造物等放火	510
覚せい剤取締法違反	449
傷害致死	436
(準)強姦致死傷	379
(準)強制わいせつ致死傷	309
強盗強姦	257
強盗致死(強盗殺人)	147
偽造通貨行使	134
通貨偽造	59
危険運転致死	57
逮捕監禁致死	43
集団(準)強姦致死傷	34
保護責任者遺棄致死	30
銃砲刀剣類所持等取締法違反	22
爆発物取締罰則違反	11
組織的犯罪処罰法違反	11
麻薬特例法違反	11
麻薬及び向精神薬取締法違反	6
身代金拐取	3
その他	16

- (注) 1 刑事月報による延べ人員である。
 2 受理後の罰条の変更等により、裁判員裁判対象事件になったものを含まず、同事件に該当しなくなったものは含む。
 3 1通の起訴状で複数の罪名の異なる裁判員裁判対象事件が起訴された場合は、法定刑の最も重い罪名に計上した。
 4 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 5 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
 6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 7 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

表1 - 2 庁別の新受人員

総数	5,345
東京地裁本庁	473
東京地裁立川支部	194
横浜地裁本庁	258
横浜地裁小田原支部	43
さいたま地裁本庁	265
千葉地裁本庁	563
水戸地裁本庁	118
宇都宮地裁本庁	83
前橋地裁本庁	85
静岡地裁本庁	28
静岡地裁沼津支部	62
静岡地裁浜松支部	30
甲府地裁本庁	41
長野地裁本庁	45
長野地裁松本支部	26
新潟地裁本庁	56
大阪地裁本庁	459
大阪地裁堺支部	166
京都地裁本庁	95
神戸地裁本庁	150
神戸地裁姫路支部	43
奈良地裁本庁	40
大津地裁本庁	64
和歌山地裁本庁	40
名古屋地裁本庁	258
名古屋地裁岡崎支部	75
津地裁本庁	48
岐阜地裁本庁	74
福井地裁本庁	20
金沢地裁本庁	31
富山地裁本庁	22

広島地裁本庁	107
山口地裁本庁	34
岡山地裁本庁	96
鳥取地裁本庁	13
松江地裁本庁	10
福岡地裁本庁	180
福岡地裁小倉支部	53
佐賀地裁本庁	28
長崎地裁本庁	33
大分地裁本庁	41
熊本地裁本庁	54
鹿児島地裁本庁	66
宮崎地裁本庁	36
那覇地裁本庁	54
仙台地裁本庁	78
福島地裁本庁	25
福島地裁郡山支部	52
山形地裁本庁	30
盛岡地裁本庁	19
秋田地裁本庁	13
青森地裁本庁	53
札幌地裁本庁	109
函館地裁本庁	21
旭川地裁本庁	20
釧路地裁本庁	23
高松地裁本庁	58
徳島地裁本庁	25
高知地裁本庁	27
松山地裁本庁	32

(注) 1 刑事月報による延べ人員である。

2 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴された人員を除く。

表2 終局人員

表2 - 1 罪名別の終局人員

罪名	終局人員	有罪	有罪・ 一部無罪	無罪	家裁へ 移送	その他
総数	3,884	3,769	10	18	4	83
強盗致傷	917	891	1	1	3	21
殺人	874	854	2	4	-	14
現住建造物等放火	356	346	3	-	-	7
覚せい剤取締法違反	353	334	1	8	-	10
傷害致死	339	332	-	2	1	4
(準)強姦致死傷	224	213	-	-	-	11
(準)強制わいせつ致死傷	198	197	1	-	-	-
強盗強姦	116	106	-	-	-	10
強盗致死(強盗殺人)	109	107	-	1	-	1
麻薬特例法違反	88	88	-	-	-	-
偽造通貨行使	75	75	-	-	-	-
逮捕監禁致死	46	46	-	-	-	-
危険運転致死	43	43	-	-	-	-
保護責任者遺棄致死	24	23	-	1	-	-
集団(準)強姦致死傷	22	21	-	-	-	1
銃砲刀剣類所持等取締法違反	16	16	-	-	-	-
傷害	15	15	-	-	-	-
通貨偽造	13	11	-	-	-	2
強盗	12	12	-	-	-	-
(準)強姦	6	6	-	-	-	-
爆発物取締罰則違反	6	5	-	-	-	1
麻薬及び向精神薬取締法違反	6	6	-	-	-	-
組織的犯罪処罰法違反	5	4	-	1	-	-
窃盗	4	3	1	-	-	-
自殺関与及び同意殺人	3	3	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-
非現住建造物等放火	2	2	-	-	-	-
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-
激発物破裂	1	1	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-
海賊行為処罰法違反	1	-	-	-	-	1
道路交通法違反	1	-	1	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。

2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。

3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。

4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。

5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。

6 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。

7 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。

8 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。

9 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

10 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。

表2-2 庁別の終局人員

庁名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	家裁へ移送	その他
総数	3,884	3,769	10	18	4	83
東京地裁本庁	337	328	1	4	1	3
東京地裁立川支部	117	108	1	-	-	8
横浜地裁本庁	190	181	-	-	-	9
横浜地裁小田原支部	33	30	-	-	-	3
さいたま地裁本庁	176	176	-	-	-	-
千葉地裁本庁	433	417	2	4	-	10
水戸地裁本庁	87	87	-	-	-	-
宇都宮地裁本庁	64	63	-	-	-	1
前橋地裁本庁	68	67	-	-	-	1
静岡地裁本庁	24	24	-	-	-	-
静岡地裁沼津支部	37	35	-	-	-	2
静岡地裁浜松支部	17	16	-	1	-	-
甲府地裁本庁	29	29	-	-	-	-
長野地裁本庁	30	29	-	-	-	1
長野地裁松本支部	21	20	-	-	-	1
新潟地裁本庁	41	40	-	1	-	-
大阪地裁本庁	303	299	1	2	-	1
大阪地裁堺支部	89	86	1	-	-	2
京都地裁本庁	74	70	-	-	-	4
神戸地裁本庁	110	107	-	2	-	1
神戸地裁姫路支部	36	36	-	-	-	-
奈良地裁本庁	28	26	-	2	-	-
大津地裁本庁	42	42	-	-	-	-
和歌山地裁本庁	36	35	-	-	-	1
名古屋地裁本庁	189	179	-	-	-	10
名古屋地裁岡崎支部	52	51	-	-	-	1
津地裁本庁	34	34	-	-	-	-
岐阜地裁本庁	58	57	-	-	-	1
福井地裁本庁	14	14	-	-	-	-
金沢地裁本庁	23	23	-	-	-	-
富山地裁本庁	16	16	-	-	-	-
庁名	終局人員	有罪	有罪・一部無罪	無罪	家裁へ移送	その他
広島地裁本庁	74	73	-	-	-	1
山口地裁本庁	24	23	-	-	-	1
岡山地裁本庁	58	58	-	-	-	-
鳥取地裁本庁	9	9	-	-	-	-
松江地裁本庁	8	8	-	-	-	-
福岡地裁本庁	149	144	1	-	2	2
福岡地裁小倉支部	42	42	-	-	-	-
佐賀地裁本庁	20	20	-	-	-	-
長崎地裁本庁	27	25	1	-	-	1
大分地裁本庁	33	32	-	-	-	1
熊本地裁本庁	40	40	-	-	-	-
鹿児島地裁本庁	59	57	-	1	1	-
宮崎地裁本庁	22	22	-	-	-	-
那覇地裁本庁	48	46	1	-	-	1
仙台地裁本庁	65	62	1	1	-	1
福島地裁本庁	25	25	-	-	-	-
福島地裁郡山支部	48	41	-	-	-	7
山形地裁本庁	22	21	-	-	-	1
盛岡地裁本庁	13	12	-	-	-	1
秋田地裁本庁	11	11	-	-	-	-
青森地裁本庁	38	38	-	-	-	-
札幌地裁本庁	86	85	-	-	-	1
函館地裁本庁	14	13	-	-	-	1
旭川地裁本庁	15	15	-	-	-	-
釧路地裁本庁	20	20	-	-	-	-
高松地裁本庁	40	38	-	-	-	2
徳島地裁本庁	18	18	-	-	-	-
高知地裁本庁	21	20	-	-	-	1
松山地裁本庁	27	26	-	-	-	1

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
2 終局区分の「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。
3 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。
4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表3 選任手続の概況

選定された裁判員候補者の総数(a)	329,967
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数	115,695
辞退が認められた裁判員候補者の総数(b)	188,119
辞退が認められた裁判員候補者の割合(%) (b/a)	57.0

(注) 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。

表4 選定から選任手続期日出席までの裁判員候補者数の推移

	総数		総数
選定された裁判員候補者の総数	329,967 [86.8]	→	呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数
呼出状を送付した裁判員候補者の数(c)	239,010 [62.9]		90,957 [23.9]
選任手続期日に出席した裁判員候補者の数(e)	115,695 [30.4]		呼出取消しがされた裁判員候補者の数(d)
裁判員候補者の出席率(%) (e/(c-d))	79.1		92,752 [24.4]

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である。
- 2 「呼び出さない措置がされた裁判員候補者の数」及び「呼出取消しがされた裁判員候補者の数」には、辞退が認められた人のほか、(1)欠格事由、就職禁止事由に該当するとして、呼び出さない措置または呼出取消しがされたものが含まれ、さらに前者には、(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。
- 3 「裁判員候補者の出席率」とは、選任手続期日に出席を求められた人(呼出状を送付した裁判員候補者のうち、呼出取消しがなされなかった人)のうち、現に選任手続期日に出席した人の割合をいう。
なお、「選任手続期日に出席を求められた人」には、そもそも呼出状が到達しておらず、現実的には出席を期待し得ない裁判員候補者も含まれることに留意を要する。
- 4 []は、総数を判決人員(3,801人)で除した平均値である。なお、判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。

表5 辞退が認められた裁判員候補者数及びその辞退事由の内訳(選任手続期日の前と当日別)

	総数	選任手続期日前		選任手続期日当日
		辞退により呼び出さない措置がされた裁判員候補者	辞退により呼出取消しがされた裁判員候補者	
判決人員	3,801			
選定された裁判員候補者の総数	329,967			
辞退が認められた裁判員候補者の総数	188,119	89,060	84,488	14,571
裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上,学生等)	68,266	61,491	6,571	204
疾病傷害	27,239	16,309	9,752	1,178
介護養育	18,725	3,217	14,245	1,263
事業における重要用務	45,804	4,495	34,581	6,728
社会生活上の重要用務	3,575	354	2,485	736
辞退政令1号(妊娠中又は産後8週以内)	2,542	781	1,687	74
辞退政令2号(法16条8号ロ以外の介護養育)	2,030	236	1,565	229
辞退政令3号(親族等の同居人の入院等の付添い)	1,380	93	1,027	260
辞退政令4号(出産等への立会い等)	259	32	211	16
辞退政令5号(遠隔地)	4,155	528	3,566	61
辞退政令6号(その他精神上又は経済上の不利益)	14,144	1,524	8,798	3,822

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし,判決人員は実人員である。)
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み,裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 3 「裁判員法16条1号～7号の辞退(70歳以上,学生等)」のうち,制度施行から平成22年までの人数には,
 (1)欠格事由,就職禁止事由に該当するとして,呼び出さない措置がされたもの,(2)転居先不明等により裁判員候補者名簿記載通知が不到達であったものが含まれる。

表6 選任手続期日において不選任決定がされた裁判員候補者数及びその内訳

	総数
判決人員	3,801
不選任決定がされた裁判員候補者の総数	84,754
理由あり不選任(法34条4項)	316
辞退による不選任(法34条7項)	14,571
理由なし不選任(法36条)	14,348
くじ等による不選任(法37条3項)	55,509
質問なし不選任(規35条2項,3項)	10

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による延べ人員である(ただし,判決人員は実人員である。)
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み,裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 3 「質問なし不選任」とは,(1)あらかじめくじで裁判員等に選任されるべき順序を定めた上で,その順序に従って質問手続を行い,必要な裁判員候補者数に満ちたときに質問を打ち切る,いわゆる抹消方式及び(2)選任手続期日のはじめに質問を受けるべき裁判員候補者を決めるためのくじを行う方式により,質問を受けることなく法37条3項の不選任決定がされたものをいう。

表7 選任された裁判員及び補充裁判員の総数

終局件数	3,595
選任された裁判員の数	21,944
選任された補充裁判員の数	7,630

- (注) 1 終局件数は、刑事局への個別報告の件数である。
 2 終局件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 3 裁判員及び補充裁判員数は、刑事局への個別報告による実人員である。
 4 補充裁判員から裁判員に選任された場合は、重複して計上した。

表8 職務従事日数別の終局件数の分布及び平均職務従事日数(自白否認別)

	終局件数	職務従事日数						平均職務従事日数
		2日	3日	4日	5日	10日以内	10日を超える	
総数	3,595	38	934	1,228	614	695	86	4.7日
自白	2,155	37	842	880	259	130	7	3.9日
否認	1,440	1	92	348	355	565	79	6.0日

- (注) 1 刑事局への個別報告による件数建てである。
 2 終局件数には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 3 裁判員が、選任手続、公判、評議及び判決宣告等のために裁判所に出席した日数の合計であり、審理等が行われなかった日や土日祝日を含まない。

表9 公判前整理手続期間(公判前整理手続に付された日から同手続終了日まで)別の判決人員の分布及び平均公判前整理手続期間(自白否認別)

	判決人員	公判前整理手続期間											平均公判前整理手続期間
		1月以内	2月以内	3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	7月以内	8月以内	9月以内	1年以内	1年を超える	
総数	3,780	6	182	513	675	593	445	349	287	184	322	224	5.7月
自白	2,292	6	158	447	513	411	285	192	114	52	77	37	4.8月
否認	1,488	-	24	66	162	182	160	157	173	132	245	187	7.1月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について、公判前整理手続に付されずに公判を開いた後、罰条の変更等により裁判員裁判対象事件になり、期日間整理手続に付されたもの等があるため、判決人員は他の表と異なる。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表10 開廷回数別の判決人員の分布及び平均開廷回数(自白否認別)

	判決人員	開 廷 回 数						平均開廷回数
		1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	
総数	3,801	-	97	1,621	1,210	453	420	4.0回
自白	2,311	-	92	1,330	659	153	77	3.5回
否認	1,490	-	5	291	551	300	343	4.8回

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 裁判員裁判対象事件以外の事件について公判を開いた後、裁判員裁判対象事件が併合されたものを含む。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表11 審理期間

表11-1 審理期間(受理から終局まで)別の判決人員の分布及び平均審理期間(自白否認別)

	判決人員	審 理 期 間							平均審理期間
		3月以内	4月以内	5月以内	6月以内	9月以内	1年以内	1年を超える	
総数	3,801	22	232	504	645	1,350	588	460	8.5月
自白	2,311	22	210	414	484	833	240	108	7.2月
否認	1,490	-	22	90	161	517	348	352	10.4月

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 3 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表11-2 実審理期間(第1回公判から終局まで)別の判決人員の分布(自白否認別)

	判決人員	実 審 理 期 間								
		2日	3日	4日	5日	10日以内	20日以内	1月以内	6月以内	6月を超える
総数	3,801	62	1,085	925	412	924	235	36	47	75
自白	2,311	60	969	649	202	338	26	4	18	45
否認	1,490	2	116	276	210	586	209	32	29	30

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 実審理期間が1月を超える枠内の122人には、区分審理を行ったもの及び裁判員裁判対象事件以外の事件について第1回公判を開いた後、裁判員の参加する合議体で審理されて終局したものなどが含まれる。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表12 評議時間別の判決人員の分布及び平均評議時間(自白否認別)

	判決人員	評 議 時 間							平均評議時間
		240分以内	360分以内	480分以内	600分以内	720分以内	840分以内	840分を超える	
総数	3,801	218	764	1,021	716	444	233	405	542.4分
自白	2,311	195	608	748	423	185	75	77	450.0分
否認	1,490	23	156	273	293	259	158	328	685.7分

- (注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 評議時間には、中間評議に要した時間を含まない。
 3 判決人員には少年法55条による家裁移送決定があったものを含み、裁判員が参加する合議体で審理が行われずに公訴棄却判決があったものを含まない。
 4 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。

表13 罪名別・量刑分布別(終局区分別を含む)の終局人員及び控訴人員

	終局人員	終局区分別															控訴人員	控訴率(%)		
		有罪																		
		有罪人員	死刑	無期懲役	有期懲役										罰金	無罪			家裁へ移送	その他
					30年以下	25年以下	20年以下	15年以下	10年以下	7年以下	5年以下	3年以下								
実刑	執行猶予											保護観察								
総数	3,884	3,779	14	77	39	56	174	394	742	778	668	238	597	327	2	18	4	83	1,311	34.5
強盗致傷	917	892	-	-	-	2	12	57	196	251	224	36	114	80	-	1	3	21	306	34.3
殺人	874	856	6	27	12	22	107	144	96	123	101	55	163	68	-	4	-	14	292	34.0
現住建造物等放火	356	349	-	-	1	-	3	9	19	48	95	49	125	82	-	-	-	7	71	20.3
覚せい剤取締法違反	353	335	-	-	-	-	11	49	176	82	9	6	2	2	-	8	-	10	168	49.0
傷害致死	339	332	-	-	-	4	-	31	78	90	69	26	34	8	-	2	1	4	122	36.5
(準)強姦致死傷	224	213	-	-	4	6	12	21	55	63	39	5	8	5	-	-	-	11	85	39.9
(準)強制わいせつ致死傷	198	198	-	-	-	-	-	4	13	27	52	30	72	50	-	-	-	-	37	18.7
強盗強姦	116	106	-	2	11	7	12	34	32	7	1	-	-	-	-	-	-	10	45	42.5
強盗致死(強盗殺人)	109	107	8	47	10	12	9	10	9	2	-	-	-	-	-	1	-	1	69	63.9
麻薬特例法違反	88	88	-	-	-	-	1	13	27	33	13	1	-	-	-	-	-	-	33	37.5
偽造通貨行使	75	75	-	-	-	-	-	-	1	1	20	7	46	15	-	-	-	-	8	10.7
逮捕監禁致死	46	46	-	-	-	-	-	3	10	8	11	4	10	2	-	-	-	-	16	34.8
危険運転致死	43	43	-	-	-	1	-	4	12	16	5	5	-	-	-	-	-	-	17	39.5
保護責任者遺棄致死	24	23	-	-	-	-	-	1	4	4	6	4	4	3	-	1	-	-	9	37.5
集団(準)強姦致死傷	22	21	-	1	-	2	3	2	6	3	-	1	3	3	-	-	-	1	9	42.9
銃砲刀剣類所持等取締法違反	16	16	-	-	-	-	-	4	2	6	4	-	-	-	-	-	-	-	5	31.3
傷害	15	15	-	-	-	-	-	-	1	-	5	2	7	3	-	-	-	-	3	20.0
通貨偽造	13	11	-	-	-	-	-	-	-	-	4	3	4	2	-	-	-	2	2	18.2
強盗	12	12	-	-	-	-	1	1	1	4	5	-	-	-	-	-	-	-	1	8.3
(準)強姦	6	6	-	-	-	-	-	1	1	2	2	-	-	-	-	-	-	-	2	33.3
爆発物取締罰則違反	6	5	-	-	1	-	1	1	-	2	-	-	-	-	-	-	-	1	3	60.0
麻薬及び向精神薬取締法違反	6	6	-	-	-	-	-	3	1	1	-	1	-	-	-	-	-	-	3	50.0
組織的犯罪処罰法違反	5	4	-	-	-	-	2	-	-	1	1	-	-	-	-	1	-	-	2	40.0
窃盗	4	4	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	2	2	-	-	-	-	1	25.0
自殺関与及び同意殺人	3	3	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-
拐取者身の代金取得等	3	3	-	-	-	-	-	-	1	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
非現住建造物等放火	2	2	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
集団(準)強姦	2	2	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	2	100.0
建造物等以外放火	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
激発物破裂	1	1	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
ガス漏出等致死	1	1	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
(準)強制わいせつ	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-
暴行	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-
海賊行為処罰法違反	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
道路交通法違反	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-

(注) 1 刑事通常第一審事件票による実人員である。
 2 「その他」は、公訴棄却、移送(少年法55条による家裁移送を除く。)等である。
 3 未遂処罰規定のある罪名については、未遂のものを含む。
 4 有罪(一部無罪を含む。)の場合は処断罪名を、無罪、その他の場合は終局時において当該事件について掲げられている訴因の罪名のうち、裁判員裁判対象事件の罪名(裁判員裁判対象事件が複数あるときは、法定刑が最も重いもの)を、それぞれ計上した。
 5 起訴罪名と認定罪名が異なる場合や罰条の変更等の場合などにおいては、裁判員裁判対象事件の罪名と異なる罪名で計上されることがある。
 6 禁錮刑の終局人員はない。
 7 「麻薬特例法」は、「国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律」の略である。
 8 「組織的犯罪処罰法」は、「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」の略である。
 9 「海賊行為処罰法」は、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律」の略である。
 10 裁判員法3条1項の除外決定があったものを除く。
 11 裁判員裁判に関する事務を取り扱う支部以外の支部に起訴され、当該支部の管轄区域を取扱区域とする本庁又は支部に回付された人員を除く。